

令和 2 年

第 3 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

令和 2 年 5 月 8 日 (金) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第3回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 5月8日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第108号

令和2年第3回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和2年4月27日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 令和2年5月8日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）
 - (2) 宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - (3) 財産の取得について
 - (4) 財産の取得について
 - (5) 財産の取得について
 - (6) 財産の取得について
 - (7) 財産の取得について
 - (8) 議決内容の一部変更について
 - (9) 議決内容の一部変更について
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）)
 - (11) 専決処分の承認を求めることについて
(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (13) 専決処分の承認を求めることについて
(宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の一部を改正する条例)

宮古島市告示第109号

令和2年5月8日招集の令和2年第3回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、
次のとおり追加する。

令和2年4月30日

宮古島市長 下地敏彦

付議事件

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める
意見書

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第57号	令和2年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	市 長	令和2年 5月8日	令和2年 5月8日	原案可決
議案 第58号	宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する 条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第59号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第60号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第61号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第62号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第63号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第64号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第65号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第4号	専決処分の承認を求めることについて(令和2 年度宮古島市一般会計補正予算(第1号))	〃	〃	〃	承 認
報告 第5号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市税条例等の一部を改正する条例)	〃	〃	〃	〃
報告 第6号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃	〃
報告 第7号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市伊良部大橋観光拠点施設条例の一部を改正す る条例)	〃	〃	〃	〃
報告 第8号	専決処分の承認を求めることについて(宮古島 市税条例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃	〃
意見書案 第2号	新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生 活、経済への対策の強化を求める意見書	議 会 運 営 委 員 会	〃	〃	原案可決

開会日（令和2年5月8日）に応招した議員

山	里	雅	彦	君	狩	俣	政	作	君
高	吉	幸	光	〃	友	利	光	徳	〃
新	里		匠	〃	上	里		樹	〃
平		百	合	香	下	地	勇	徳	〃
仲	里	夕	カ	子	栗	国	恒	広	〃
島	尻			誠	上	地	廣	敏	〃
平	良	和	彦	〃	平	良	敏	夫	〃
下	地	信	広	〃	佐	久	本	洋	介
砂	川	辰	夫	〃	棚	原	芳	樹	〃
我	如	古	三	雄	濱	元	雅	浩	〃
前	里	光	健	〃	眞	榮	城	徳	彦

令和 2 年

第 3 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 2 年 5 月 8 日 (金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和2年第3回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

令和2年5月8日（金）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第2 会期を定めることについて
- 〃 第3 議案第58号 宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(市長提出)
- 〃 第4 〃 第57号 令和2年度宮古島市一般会計補正予算(第2号) (〃)
- 〃 第5 〃 第59号 財産の取得について (〃)
- 〃 第6 〃 第60号 財産の取得について (〃)
- 〃 第7 〃 第61号 財産の取得について (〃)
- 〃 第8 〃 第62号 財産の取得について (〃)
- 〃 第9 〃 第63号 財産の取得について (〃)
- 〃 第10 〃 第64号 議決内容の一部変更について (〃)
- 〃 第11 〃 第65号 議決内容の一部変更について (〃)
- 〃 第12 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度宮古島市一般会計補正
予算(第1号)) (〃)
- 〃 第13 〃 第5号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例等の一部を改正す
る条例) (〃)
- 〃 第14 〃 第6号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市国民健康保険税条例の一
部を改正する条例) (〃)
- 〃 第15 〃 第7号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市伊良部大橋観光拠点施設
条例の一部を改正する条例) (〃)
- 〃 第16 〃 第8号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する
条例) (〃)
- 〃 第17 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求
める意見書 (議会運営委員会提出)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和2年第3回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

令和2年5月8日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
5月 8日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和2年第3回宮古島市議会臨時会会議録

令和2年5月8日(金)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(22名)

(閉会=午後2時30分)

議長(20番)	山里雅彦君	議員(13番)	友利光徳君
副議長(11〃)	高吉幸光〃	〃(14〃)	上里樹〃
議員(1〃)	新里匠〃	〃(15〃)	下地勇徳〃
〃(2〃)	平百合香〃	〃(16〃)	栗国恒広〃
〃(3〃)	仲里夕力子〃	〃(17〃)	上地廣敏〃
〃(4〃)	島尻誠〃	〃(18〃)	平良敏夫〃
〃(5〃)	平良和彦〃	〃(19〃)	佐久本洋介〃
〃(6〃)	下地信広〃	〃(21〃)	棚原芳樹〃
〃(7〃)	砂川辰夫〃	〃(22〃)	欠員
〃(8〃)	我如古三雄〃	〃(23〃)	濱元雅浩〃
〃(9〃)	前里光健〃	〃(24〃)	眞榮城徳彦〃
〃(10〃)	狩俣政作〃		

◎欠席議員(1名)

議員(12番) 國仲昌二君

◎説明員

市長	下地敏彦君	観光商工部長	楚南幸哉君
副市長	長濱政治〃	振興開発プロジェクト局長	下地秀樹〃
企画政策部長	友利克〃	農林水産部長	松原清光〃
総務部長	宮国高宣〃	総務部次長兼財政課長	砂川朗〃
福祉部長	下地律子〃	企画調整課長	上地俊暢〃
生活環境部長	垣花和彦〃	総務課長	与那覇弘樹〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	議事係長	川満里美君
次長	下地貴之〃	議事係	久志龍太〃
次長補佐	砂川晃徳〃		

令和2年第3回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

令和2年5月8日（金）

	令和2年第2回宮古島市議会定例会（3月）で議決した「本土と沖縄の医療格差の是正を求める意見書」は3月23日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、佐久本洋介委員の両名から令和2年1月、2月分の例月出納検査結果報告があった。
3月24日	来間小学校ランチルームで開催された来間小学校閉校式に参加し、挨拶を述べた。
3月25日	平良庁舎で開催されたエコアイランド宮古島マラソン実行委員会総会に出席した。
4月1日	JTAドーム宮古島で行われた令和2年度定期人事異動辞令交付式に出席し、対象職員に辞令交付を行った。
4月3日	平良庁舎6階応接室において、元上野村議会議員、狩俣榮助氏へ高齢者叙勲伝達式を行った。
4月7日	<p>全員協議会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策として下地敏彦市長へ申し入れる内容についての協議を行った。</p> <p>下地敏彦市長に対し全員協議会で決定した新型コロナウイルス感染症対策として6項目の申入れを行った。</p>
4月27日	<p>下地敏彦市長から令和2年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p> <p>宮里義久宮古保健所長に対し、新型コロナウイルス感染症に対する情報の提供等について7項目の申入れを行った。</p>
4月30日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日5月8日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された13件の議案は委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>また、同委員会では「新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書」を同委員会から提出することと決したので、下地敏彦市長宛て「付議事件の追加告示」の依頼を行った。</p> <p>下地敏彦市長から追加告示を依頼した意見書の1件を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和2年第3回臨時会提出議案事前説明がされた。</p>
5月1日	下地敏彦市長から付議事件を1件追加告示した旨の通知があった。
5月8日	<p>議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問した結果、委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>また、同委員会では意見書案についての協議を行い文案及び宛先について確認した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（山里雅彦君）

ただいまから令和2年第3回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により諸般の報告をいたします。

4月27日、下地敏彦市長から、令和2年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

4月30日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日5月8日の1日とするのが適当であること。

今臨時会に付議された13件の議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

また、同委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書を当委員会から提出することと決したので、下地敏彦市長宛て付議事件の追加告示の依頼を行いました。

5月1日、下地敏彦市長から付議事件を1件追加告示した旨の通知がありました。

5月8日、議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問した結果、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

また、同委員会では意見書についての協議を行い、文案及び宛先について確認いたしました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（山里雅彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において濱元雅浩君及び前里光健君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日5月8日の1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月8日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第58号から日程第16、報告第8号までの計14件を一括議題とし、提案者から提案

理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

令和2年第3回宮古島市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、条例議案1件、議決議案7件、報告5件の合計14件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）です。今回の補正は58億5,506万8,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ505億1,641万円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。新型コロナウイルス感染症対策の一環として、指定管理者の負担軽減を図るため、指定管理者の利用料金の収受に関する規定を改めるとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

続きまして、議決議案についてご説明申し上げます。議案第59号から議案第63号までの財産の取得については、宮古島市総合庁舎整備事業に係る備品等の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第64号及び議案第65号、議決内容の一部変更については、宮古島市総合庁舎建設工事（建築1工区・建築2工区）の設計変更に伴い、契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第4号から報告第8号までの専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎島尻 誠君

何点か質疑いたします。

まず、議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の総括をですね、先日全員協議会で総括をいただいた中身なんですけど、商工費のスポーツアイランド事業費ですね、2,213万円の補助金ですが、これは財政調整基金の繰入れをしてからの急ぎの補正を組んだ。これは、今この補正を組む理由があったのかどうかという、財政調整基金を繰り入れてまでですね。一般財源してから、今やるべきことだったのか、ちょっと確認をしてですね、あと次の議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これは指定管理者の負担軽減ということで理由が示されていますけども、新型コロナウイルスの感染症対策の一環としてというふうに理由が挙げられております。別紙の2ページで

すか、「使用料金」を「利用料金」に改めるということですが、たしか全員協議会でちょっと自分の聞き間違いだったかもしれないですけど、2分の1にされているのを全額この利用料金に充てることになっていると思うんですけど、2分の1になっているこの今の条例を改めて全額その利用料金に充てるということは、全ての事業に対してですね、この指定管理の。バランス的にはどうなのかということも、ちょっとこの辺を教えてください。

あと、議案第64号、議決内容の一部変更についてと議案第65号、議決内容の一部変更についてですね、これちょっと1つなので、内容が、契約案件は2つに分かれているんですけども、まずですね、当初の予算が恐らく今の時点で大幅に、倍ぐらいに膨らんでいるというふうに見えています。その設計変更の理由4つほど挙げられていますけども、全員協議会で一部触れたんですが、島外からの労働者の確保あるいは外構工事の増加変更計画、いろいろ挙げられていますけど、この内訳もちょっと示されていないんですね、数量がね。具体的な説明を求めます。

これ聞いてからまた質疑したいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の9ページでございます。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の中のスポーツアイランド事業、トライアスロン補助金2,213万円の補正であります。ご説明します。第36回全日本トライアスロン宮古島大会、昨年9月26日に総会を開きまして、今年の4月19日に第36回の大会を決定しております。10月1日から11月29日まで、去年のですね。申込み申請を行いまして、2,716名の参加申込みがございました。それに伴い、事務局としては大会の諸準備ということで、Tシャツと完走タオル、いろいろ選手に使う諸経費があり契約をしております。この契約がですね、15項目もありまして、ボランティアTシャツ、バイクボトル、大会公式ポスター等々の契約をなされておりますので、早いもので11月18日、遅いもので2月25日に契約を結んでおります。契約を結んだ以上、またこれの経費も払わないといけないということでありますので、今議会にですね、補正予算を提案しております。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑がありました。提案理由のとおり、今回新型コロナウイルス感染症対策の一環として、指定管理者の負担軽減を図るために指定管理者の利用料金の収受に関する規定を定めるものとしております。指定管理の中において2分の1の料金を宮古島市が受け取るというものについては、この宮古島市海業支援施設のみが条例として取り組んでいるところであります。ですから、それについて今回の改正という形を考えているところであります。ほかの指定管理のものについては、協定書の中で取り組んでいるところであります。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

議案第64号、議決内容の一部変更について、議案第65号、議決内容の一部変更についてを一括してお答えをしたいと思います。

まずは、地域外経費についてであります。地域外経費については、県内における公共工事の執行に当たっては、大型工事の発注に伴い、建設労働者が不足をしております。1日当たり300名余の労働者が建設しなければならない総合庁舎の労働者が不足しています。工事に当たっては島外の労働者を確保する必要が

あり、そのため不足する労働者を地域外から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事に関しては、工事の実施のために必要な共通仮設費、現場管理について、労働者確保の実態を反映した積算が必要になるため、増額の変更でございます。

当該外構工事については、当初の工程管理において、4月から5月に発注、契約を締結し、建設工事との取り合いを調整しながら6月に工事着手する予定で、駐車場側から整備を行い、順次建物周りの施工を進める考えをしておりました。しかし、工事の現場を進める中で、駐車場を資材ヤードや作業場所として長期間使用しなければならない状況が生じてしまい、9月頃まで継続する見込みであります。また、建物周りについては足場が設置され、揚重機使用のための鉄筋も敷設する状況で、10月中旬まで継続する可能性があります。そうすると、建物周辺の排水や汚水処理のための側溝及び構造物が現在施工中の建築工事に複雑に絡んでおり、周辺の取り合いに係る施工が難しく、建築と外構の双方が工期内に完成するのが厳しい状態となるため、変更して建築工事に外構工事を含める設計変更をした理由でございます。

◎島尻 誠君

今の総合庁舎の増額の件ですけれども、先ほど私は数量の話もしたんですが、第2回変更の内訳ですね、その増額の。先ほど数量の話もしました。それもお答えいただきたいと思いますが、例えば変更概要の4項目ですね、島外からの要する費用、仮設計画の変更に対する費用、あとは消費税、今お話しされた土木外構の変更、これの内訳は、この関係資料見ると3ページですかね、原設計と変更設計の数量があります。これは一式と単位が基準になっているんですけど、この内訳を教えてくださいということです。それをもう一度答弁いただきます。

あと、海業支援施設ですけれども、これは2分の1以内を全額というふうな対応をするということですけども、これもともと2分の1、その契約の中身がそういうふうになっている。そういう2分の1で対応できるということであったと思うんですが、ただいま新型コロナウイルス感染症の状況がですね、落ち着いてきたときに元に戻るのか。要するに2分の1で対応できるということで契約したんですよね。その辺の確認をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

海業支援施設の条例変更についてでありますけれども、今回、今年度ですね、新型コロナウイルス感染症対策のためにその収入の全部を指定管理者にこれは譲るということであります。これはあくまで宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の第15条の第2項で利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるという形うたわれております。その中で、協定書で2分の1を市の収入、2分の1を指定管理者という形で協定書なるんですけども、今回新型コロナウイルス対策支援として、今年度分は指定管理者のほうの収入に取り組みたいと。今年度限りの取組であります。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

議案第64号、議決内容の一部変更についてからご説明申し上げます。変更の内容について、まず1つ目に、地域外経費の労働者確保に対する費用につきましては8億5,511万2,000円であります。仮設計画の変更に必要な費用が2億5,015万1,000円です。消費税増税の費用につきましては、3,757万9,200円です。外構1工区の追加費用については、8,827万5,000円です。

議案第65号、議決内容の一部変更について、変更内容につきましては、地域外の労働者確保に必要な費

用が4,295万1,400円で、仮設計画の変更に必要な費用が5,619万9,000円で、外構工事の追加費用が5,040万7,200円であります。

◎島尻 誠君

農林水産部長、さっき聞いたのは、要するにこの新型コロナウイルスの感染症の状況がですね、落ち着いていったときに、当初契約していた2分の1以内、そして2分の1以降の契約が戻るのかと聞いている。それはちょっと条例を変えるということだから、その辺があれば聞かせてくださいということでしたので、これはお答えをお願いします。

あと、この契約ですね、この議案第64号、議決内容の一部変更についてともう一件。地域外が要するに8億余りの人件費用として12億円の過半数を占めるわけですよ、今おっしゃったの8億5,500万円余りとおっしゃっていましたが。要するに今対応として、今新型コロナウイルス感染症の世界でそういうふうな猛威を振るう中で、工期が1か月これ延びていますけども、この状況の中で収めるとした場合に、この期間に人を入れる。市長は、自粛要請をかけていますと。国の緊急事態宣言も、今月いっぱい延びました。これは、ほかから人を入れるということを認めていいんですかねということ、まず工事の関係だとしても。例えば沖縄県内で補えないから沖縄県外から補うということですよ。じゃ、どこから来るか分からないこの状況は判断されていますか。その辺をちょっと。

◎副市長（長濱政治君）

工事を完成するために、これ契約なんですね。結局10月までにやらなくちゃならないという契約になっております。これを我々が駄目だということは、契約上問題があると思っております。実際に工事を止めているところは、本土のほうでは出ておりますけども、今県内では聞いておりません。これまでどおりの契約をしっかりと、進めていくという考えでいきたいと思っております。そして、そのためには、島外からいらっしゃる方々の体調管理みたいなもの、これはしっかりと。そして、今までもやってきた。そして、それでも新型コロナウイルスの感染者は出していないということでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

2分の1の収入に対して落ち着いたならこれをまた市の収入に戻すかという質疑でありますけども、あくまで今回の措置は新型コロナウイルス対策の措置でありまして、落ち着きましたらまた元に戻ることになっております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

2点ほど質疑をいたしたいと思えます。

まず1点目、議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）で国庫支出金が55億6,000万円ありますけれども、単純に1人10万円として、宮古島市民5万5,600人分が計上されていると思っておりますが、これはいつ時点の人数なのかですね、これを教えていただきたい。これが1点。

そして、今、海業支援施設の条例改正について、農林水産部長から今年度限りの措置であるというふうな答弁がありましたけれども、同じように営利を追求する施設、いわゆる伊良部島にあるていだの郷ですか、宿泊施設なども当然新型コロナウイルスの影響で宿泊客が激減している。あるいは、もうゼロの状態

に近い。それから、城辺保良の海宝館などもしっかりですね。こういった施設は、年度協定あるいは基本協定あたりで益が出た場合は2分の1を市に納付するというふうな協定がされているとっておりますけれども、この類似施設についての対応をどうするのかですね、この辺をお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに関連して、その他の営利を目的とする施設については、今上地廣敏議員がおっしゃったとおり、年度協定、基本協定です、定めてありますけど、これについてほかの施設からの各担当課でおのおの現状を把握しながらですね、年度協定を改定しながらの今後の展開になると思っておりますので、今各施設がどのような状況になっているかはほかの担当課からは来ておりませんので、今後そういった影響が、新型コロナウイルスの影響があった場合には、そのような対応になろうかと思っております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

56億351万円の宮古島市特別定額給付金の事業のものでありますけど、いつ現在の人数かということでもありますけど、今年、令和2年4月27日現在でございます。住民基本台帳の人口でございます。

◎上地廣敏君

確認ですけれども、そうすると総務部長の答弁では協定書で2分の1を市に納付するというふうな協定がされている施設についても、支援要請があれば当然考えるというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

◎総務部長（宮国高宣君）

やはり同じ施設でございますので、そういった部分については統一性を保たないと、やはり影響は大小いろいろあると思っておりますけど、これについては統一した考えの下で。ただ、幅がですね、どういう形になるかというのは、今の経営状況をですね、把握しないと何とも言えませんが、そういった減額の方に行くというのは統一性を持っていきたいと。ただ、幅についてはおのおの施設によってですね、違うと思っておりますので、その辺は臨機応変にですね、対応していきたいと思っております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の7ページ、2款総務費、1項総務管理費の6目企画費の負担金、補助及び交付金、公共交通確保支援事業の補助金でございますが、これタクシー協会あたりからの要請に基づく補助金かと思っておりますが、内訳についてご説明をお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

公共交通関係の補正予算についてお答えいたします。

我如古三雄議員からもありましたように、タクシー協会の宮古支部のほうから、4月30日に新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対するタクシー事業への緊急支援という形で、非常に厳しい状況であるということで、市に対し支援を求めています。市としましても、医療、福祉、経済等の面において、地域公共交通の確保は非常に重要なものとの考えでございます。そのため、市内のタクシー事業者が必要最低限

の公共交通を確保するための運行の経費を支援する目的として、今回3,600万円の予算を計上したところでございます。

その内訳ということでありまして、この3,600万円の予算の考え方でございます。まず、現在市内のタクシーは1日大体200台程度のタクシーが通常ですと運行しているということでございます。ただ、現下のこの厳しい状況では、2割を切るような運行台数になる日が非常に多くなっていると。これでは必要最低限の公共交通というものが維持できないということで今回の要請になったわけでございますけれども、市としましてもそのような状況に鑑みまして、タクシー協会等々といろいろと意見交換をしました。その中では、やはり30%程度、つまり200台の30%でございますので、60台ということになります。この60台を一つの目安、ベースとしまして、タクシー1日1台当たりの売上げなども勘案をし、1日2万円ほどの運行に係る経費がかかっていると。この2万円の中には売上げも入っております。この売上げを除きますと大体1万5,000円ぐらいの人権費、燃費というものが生じるということで、60台を確保しつつ、またこの1万5,000円を掛けるという作業になりますけれども、やはりタクシー協会の自助努力というものも必要であろうということで、60台のうちその3分の2、つまりは40台を上限とする支援をしようとする。この40台に1万5,000円を掛け、さらに60日分を措置するというところで3,600万円という予算計上となっております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第64号、議決内容の一部変更についてお尋ねをしますが、この数量の詳細というのは議員に提出することできないですかね。これ一応要求します。13ページに一応あるのだけども、数量がないですね、要するに例えば単価が幾らというその詳細が。それがなくてどのように慎重な審議をするかなと思ったら非常に不思議でたまらないんですけども、その提出を一応求めます。

それでですね、設計変更協議の日がですね、4月10日なんだけども、この設計変更、その協議を申入れをしたところどこなのかですね。例えばこれまでの話がたまに聞こえるんだけど、業者のほうからそういう申入れをしたといううわさ等がありますけれども、設計事務所から出たのか、それとも業者からそういう話が出たのかですね、まずその辺をお尋ねをします。

本体工事は特殊の工事で、大規模建設が工事していることに対しては別に異論はないんですけども、この外構工事というのは8,800万円余りの工事であるわけだから、これを受注をする業者は宮古島市にもたくさんあるだろうな、いるんじゃないかなというふうに理解をしております。要するに外構工事を別に発注して、別の業者に受注させることできなかったのか。

それからですね、今回2回目の増額変更なんですけれども、約7か月工期が残っておりますけれども、このような事態が予想されるのかですね。予想と言ったら皆さんは笑うかもしれないけど、おのおの工期があと7か月もあるのにこういうふうに2回も増額するというのは、まず考えなければいけないんじゃないかなというふうな考えを持っております。そういう可能性はあるのかですね。

それとですね、起債は約85億円ぐらいですか、予想されていると思うんですけども、合併特例債が充当できる額がどれぐらいなのかですね、その辺についての説明もお願いします。

それと、議案第59号、財産の取得についてから議案第63号、財産の取得についてまでの財産の取得についてですけども、工事もまだ完了していないでその財産の取得というのが要するに時期尚早かなという気がしますね。ということは、6月定例会でやはりもう少し議員に勉強する時間充ててもよかったんじゃないかなという気がするんですけども、その辺についての説明を求めます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第59号、財産の取得についてから議案第63号、財産の取得についてまでの財産の取得についてでございます。なぜ今かということでございますけど、これにつきましているんなそういった備品関係、いろいろな形ですね、それから建築に関わる部分もそうなんですけど、今こういった世界的にこの新型コロナウイルスの影響でそういった中国製の細かい部品とかですね、そういった部分があるいろいろありますので、早めにですね、その辺はやはり業者を選定し、発注をし、今の時代、特にこの新型コロナウイルスの影響でやはりすぐ物が来るわけではございませんので、それを勘案した形の中で、早めの発注をしたということでございます。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

まず、設計変更については業者のほうから提案があったのかという質疑でございます。これについては、そのようなことはございません。これについては市のほうで一応判断をして、設計変更を行っております。

外構工事を別途発注せず、随契で変更契約を行ったかという質疑であります。総合庁舎への引っ越し時期が年末年始。時期の予定が遅れた場合、市民が届出や証明書の申請等で混乱し、窓口担当職員も負担が増加することになります。そのため、現在進めている建築工事に外構工事の設計増を行い、予定どおり12月中には庁舎の工事を完成させたいと思っております。市としては、来年1月4日の開庁を目指して、逆算しながら工程の検討を行っており、年末年始の引っ越しに間に合わせるためには早急に設計変更を行い、工事を進め、予定どおり完了する必要があると考えております。

数量につきましては、変更設計書の中身が膨大なことで、どうしてもこの総括表ではもう一式という形の表示しかできないということでもあります。

次に、今後設計変更を予想しているかという質疑についてですが、現状では考えておりません。

◎総務部次長兼財政課長（砂川 朗君）

総合庁舎に使われました予定も含めてですが、起債の総額なんですけど、合併特例債、先ほど友利光徳議員おっしゃいましたように、85億円弱でございます。そのうち、合併特例債は65億3,310万円になります。残りは別の起債を充てております。

◎友利光徳君

皆さんの答弁を聞いているとどうも矛盾をする点が多くて、納得がいかないというか、何か不満だらけというか、この島外から従業員を呼ばないといけない。この外構工事は8,800万円の工事だから、宮古島にいる業者でも大いに対応できるんじゃないかなというふうな気がするんですね。ということで、この8,800万円のその工事を受注する場合のそのランクですね、例えば何ランクなのか。そして、本市に入札参加願出しているそのランクの数はどれぐらいあるのかですね、その辺をお尋ねをします。要するに本體工事については理解できるんですけども、この外構工事というのは多くの業者が入札参加願を出していると思うんですけど、やはり副市長がいつもおっしゃる、公正、公平という言葉よく使いますよね。そういうこ

とを運用する場合には、やはり別の業者にもその工事が行き届くというのかな、やはりそういう配慮が必要じゃなかったかなという気があるもんだからそういう質疑をしておりますけども、その辺についての答弁と、それから設計変更を市の判断でしたというのは、これはこの設計をしたところは多分庁舎関係は那覇の国建かなと思っっているんだけど、皆さんはその設計を頼む場合に皆さんの意向というのはなかったのか。要するに考えてというのをその設計事務所には十分にそれ伝えることできなかったのかですね、その辺についての説明を求めます。

そして、85億円から65億円が合併特例債が充当されるということで、約30億円は借金なのかなと。場合によってはこの30億円が増額するかもしれないと。そうした場合にですね、市民に対する負担が大きくなりますよね。その対応はどのように皆さんは説明する予定しているのか。

それから、もう一点はですね、財産の取得についてでありますけども、入札のその結果がほとんど黒塗りにされているんだけど、その理由についての説明を求めます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第64号、議決内容の一部変更について、議案第65号、議決内容の一部変更についてに関連してです。まず、8,800万円の部分が別途発注すべきじゃないかという意見だと思っております。ただ、それについてはですね、先ほど振興開発プロジェクト局長が説明した工事の関係で、影響という形で今回設計変更をして外構を組み入れたという説明でございます。質疑の中でですね、8,800万円でございますので、外構土木で取りますと、土木のAランクは5,000万円以上になっておりますので、土木のAランクが該当します。ただ、Aランクの業者が、今手元にちょっと資料ございませんけど、約70ぐらいの業者がいるかと記憶しております。

それと、財産の取得の黒塗りについてですが、これ差し替えしてありますので、今日お配りしてありますので。最初両方黒塗りにしたんですけど、指摘がございましたので、入札に参加した人たちの固有名詞だけを黒塗りして、業者のところは今回は開けて提示してありますので、参考にいただければと思っております。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

外構工事につきましては、地域外からの労働者の見込みはしておりません。

次に、設計の際の市の意向については、コンサルタントに伝えております。内容につきましては、担当と調整を行いながら進めております。

◎総務部次長兼財政課長（砂川 朗君）

起債の今後の負担についてというお話でございました。合併特例債のほうは、まず庁舎には65億円余が充てられているということで先ほど説明しました。その償還に関しましては70%が地方交付税で算入されるということで、残り30%市の負担になるんじゃないかということだと思んですが、これにつきましては公有財産ということで、長期的にですね、宮古島市の財産として保有して使用していくわけですから、今年度に対しても相応の負担を有しながら公有財産を管理していくということで、これは市の収入でもって償還に関しても充てていきたいと考えております。これに関しては、財政計画等をもってですね、償還のほうも勘案してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎友利光徳君

その償還期限が何年ぐらいなのかということとですね、償還期限ですね。

それと設計を、国建だったと思うんだけども、その設計をする場合に市の意向というのかな、いわゆる民間の場合もそうなんだけども、設計変更があるのは一応理解はできるんだけども、設計を依頼する場合、委託する場合に、いわゆる本市の要するに意向というのは完全に伝わったと思っているかということですね。まずそれもお尋ねをします。

外構工事の労働者が島外からは来ないということなんだけども、ということはですね、やはり地元の、総務部長、これAランクだったらBランクでも受注できると思うんですよ。ということは、もし1ランク下がれるのであればそういう方法ができるかと。要するに1ランク下げてBランクでも受注できなかったかということね。

それと、外構については島外からは来ないという話を説明しているんだけども、やはりそういうことを今度考慮した場合は、やはり島内の企業を優先的にやはり指名して、要するに分散してですね、工事を。分離発注というのかな、できなかったかなというのを一応お尋ねします。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほどから議案第64号、議決内容の一部変更についてですね、外構が8,800万円と。今の質疑がですね、ランクを下げてという話の場合にですね、5,000万円以内の部分の5,000万円直近の部分じゃないとBランクには発注できませんので、そうすると今8,800万円の設計を約半分にしないとできません。ただ、先ほど申ししているとおりですね、工事の期間もですね、開庁に合わせての期限、工事の期間がございますし、またそういった部分でですね、工事の手法によってですね、影響があるという判断の下で今回そういった建築に組み入れて、外構工事も設計変更を行っていること承知しておりますので、その辺はですね、私に関知することをごさいますけど、8,800万円割る2でございましたら、Bランクなら単純には2工区に分けて発注はできるという形にはなります。ただ、今回は8,800万円の設計でございますので、それについてはAランクが該当するという形でございます。

◎副市長（長濱政治君）

分割してというお話でございます。先ほど振興開発プロジェクト局長が申し上げましたとおり対処に際してですね、今工事がたくさんふくそうしています、現場が。そこで外構工事を発注いたしますと非常に混乱をしてしまうんですね、業者がたくさん入ってきて。それで、それではいかんだろうということで、この今1工区を取っている人、それから2工区を取っている業者、その方々に話を持っていけばうまく調整ができると。それはお互いに取り合いするわけですね、工期があるから。みんな自分の工期守らないといけないから。今実際にヤードにいろんな資材を置いたりしております。そういうものをみんな自分の工期を守るため、一生懸命やり合うわけですね。そういうことが出てしまっただけで工期が延びてしまう、それは我々としては避けたいということから設計変更で元請業者と契約をしたいということなんです。

それと、この設計変更で契約することによって、諸経費率が結局は建築工事のほうの諸経費率、工事の大きな諸経費率にシフトしていくんですね。それを採用しないといけないということになっているようでございます。そして、その8,800万円、約1億円余りの工事のものを分割いたしますと、これは単独で諸経費率が別にいけますので、それをやると1億7,000万円ぐらいになってしまうと。要するに経費的に見ても1億2,000万円ぐらいから1億7,000万円ぐらいの差が、約5,000万円ぐらいの差も出てくるということか

ら、今回このような設計変更をして契約をしたいというふうな提案をしておるところでございます。

◎総務部次長兼財政課長（砂川 朗君）

償還期限でございます。20年で借入れをしております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

すみません。ちょっと私の理解不足かもしれないですけど、今聞いている工事の請負が議案第64号、議決内容の一部変更についてですけど、今の友利光徳議員の質疑を聞きながらちょっともう一度説明をお願いしたいんですけども、副市長は先ほど地域外から労働者確保に関する費用がですね、8億5,000万円と、それから4,295万円計上されていることに関して、島外からのこれ宿泊、労働者送迎車両、そういう旅費、食事費というふうに、これが8億5,500万円と両方説明されたところですが、これは自粛要請が行われる中でも島外から工事の要員を工事業者が連れてくるということに関してはリスクがない、あるいはこれは工事業者の責任だから、責任持ってやるからリスクに関しては考えなくてもいいというご答弁だったんでしょうかということをお聞きします。

それと、先ほど経費の説明に関してですが、これを島内の業者に、Aランクの業者が70社ほど、その業者に発注した場合は資材がいろいろ混乱して工期が遅れるとかと、そういう説明もありましたけれども、それから諸経費がかかるということをおっしゃっていたと思うんですけども、よそから連れてきた労働者の宿泊費、送迎費、食料費ですね、この8億円と、それから4,000万円の計上があるんですけど、これがもし島内の事業者がこれができるのであればこの経費は落ちていくんじゃないかというふうに単純に考えるんですけど、そういうことをお考えにならなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

それと、もしお答えできたら。この庁舎に関する当初の予算60億円ぐらいだったと記憶しているんですけども、最終的には庁舎完成までにどのぐらいになる予定かというの分かったら教えてください。庁舎に関してはこれだけ質疑したいと思います。

それとせっかく出していただいたからですね、契約に関する議案第59号、財産の取得についてから物品の整備に関する議案第63号、財産の取得についてまでありますけど、これの事業者の入札の状況がありましたけど、皆さん分かっているかもしれないけど、これ5者入札してしまして、辞退しているんですね、2者が。辞退と失格があります。この辞退と失格の違いを少し教えていただきたいと思います。

それから、報告の中でですね、条例議案がたくさん出ていますけれども、議案書の31ページにですね、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）について、ちょっと具体的に説明をお願いします。

次、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の具体的な説明を求めたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

島外からの労働者のリスクということでございましたけども、これまでも島外からの労働者は入れてありました。今までもずっと入れてあるんですよ。でも、それは手洗いをしたり、マスクをしたり、それから体温を測ったり、いろんな形で管理しているんですね。そして、例えば来た場合には、来る前から体温

のチェックをする。来ても体温のチェック。そして、例えば二、三日は休ませておくとか、そういうふうな対応をしてきて、これまでも発生はないという状態であります。

そして、外構につきましては、先ほど振興開発プロジェクト局長が申し上げたとおり、島外からの労働者は入ってこないということでございます。そういうことでございます。

あとは、自粛という話でございましたけれども、極端に申し上げれば、例えば飛行機で島外からの方々もいらっしやっています。それをじゃ止め切れるかということになると、それはまたできないところあります。ですから、健康管理をしっかりとやるということが1つですよ。そして、業者にとってはこの10月末が工期の期限です。その工期の期限に間に合わせなければならないのが業者の責務なんです。ですから、その責務を果たすために一生懸命島外からの労働者を今まで入れてきて、そしてちゃんと工程どおり今進んできているということでございます。これを私どもが入れるべきじゃないというふうな話になりますと、私どもがじゃ極端に申し上げますと、その元請業者が雇っている人たちの、労働者を雇用している料金、給与とかなんとかというふうな問題ですね、これをじゃ我々が負担するかというところまでいくのではないかと考えています。ですから、今言ったような形の中で今総合庁舎が動いていると。そして、今一番いい形で早めに終わらせたいということでこの設計変更を行って、この工事を進めていきたいということでございます。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

現場の日々のチェックにつきましては、現場事務所で勤務する職員に関しては毎朝検温を実施し、確認を行っております。加えて全ての現場事務所の出入口及び窓を常時開放し、換気を継続して行っております。現場作業員につきましては、毎朝朝礼での服装、身なりチェック時に体温確認を行っており、マスク着用でなければ現場作業に従事できないことになっております。また、午前10時、午後3時の休憩時には手洗い、うがいを行うように指導を徹底しております。

それと、庁舎の事業費なんですけど、最初の提案したのが95億2,540万円で、今現在で総事業費として118億8,150万円です。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第59号、財産の取得についてから議案第63号、財産の取得についてでございます。5者事業所を指名しております。そのうち、2者が辞退と失格と。その意味を教えてくださいということです。辞退は、素直に辞退でございます。失格につきましては、予定価格を超過したと、オーバーしたという形で失格ということでございます。

次に、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。これにつきまして、大きく分けて3点ほどございます。まず、1点目ですね、個人住民税についてでございますけど、経済社会のですね、構造変化を踏まえた個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦、「婦人」の「婦」ですね。それと、寡夫もう一つございますけど、夫のほうですね。見直しを行う改正となっております。

次に、2点目に、固定資産税に係る部分でございます。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度

の拡充を行っている改正でございます。

最後になりますけれども、その他の部分で平成から令和への改元に対応する改正となっております。

以上が大きな概要でございます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案書39ページの報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に関するご質疑でございます。内容を分かりやすく説明をしてほしいということがございましたので、お答えいたします。

まず、今回の議案書の39ページから41ページまで、41ページのほうで具体的に条例の改正部分が掲載されておりますが、今回の条例の改正は簡単に言いますと国民健康保険の被保険者間の保険税の負担の公平の確保、それから中低所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、国民健康保険税に係る軽減措置というのがございますけれども、その軽減措置の判定基準となる金額の見直しを行うというものでございます。具体的に言いますと、まず国民健康保険はちょっと分かりにくい税制になっておりますが、例えば3つの区分から成ります基礎課税分、それから後期高齢者支援分、介護保険分と3つの区分からそれぞれ所得割、資産割、均等割、平等割という4つの課税方法がありまして、そのトータルが税額ということになっております。このうち基礎課税分につきまして、現行限度額というのが61万円というふうになっておりますが、この61万円を63万円に改正するというところでございます。これまで61万円を超える税額の方については61万円を限度としてきましたけれども、4月以降はこれを63万円を限度にするということに改めるということでございます。

それから、国民健康保険税には、中低所得者層の税の軽減を図るために、2割、5割、7割の軽減措置の規定がございますが、このうち今回は2割軽減の判定基準となる1人当たりの対象所得51万円を52万円まで広げようということでございます。それから、5割軽減の判定基準となる1人当たりの対象所得28万円を28万5,000円まで広げようということでございます。低所得者の軽減枠を広げるということになります。限度額の改定は、所得の高い方からの限度額を引き上げまして、その分低所得者、中所得者の軽減判定の割合を大きくするというところで公平の確保を図っていかうというような改定内容でございます。

◎仲里タカ子君

先ほどの島外からの工事に来る皆さんを市として制限することはできないし、事業者はちゃんと手洗い、それからもうありとあらゆる対策をしているというふうな説明がありましたけれども、もし市がですね、市の意思でこの設計変更をして、工期を全うするために島外からの事業者だったら例外みたいなことでやるとすると、じゃ私たちはこのゴールデンウィークの期間中も内地から、大和から帰ってくる子供たちも来るなよとって、自粛してねとって、じゃもしかしたらおうちへ帰ってくるときに3日ぐらい家から出ないとか、手洗い、うがいをきちんとして、換気をきれいにしていれば別に自粛する必要がなかったのかなというぐらい矛盾を感じるねということをお話してですね、もう一つ追加議案があったの忘れていました。追加議案が出ていまして、報告第8号の中に宮古島市税条例の一部を改正する条例というのがあります。この報告第8号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）も説明をお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

報告第8号、専決処分承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）についてでございます。この中の附則第10条というのございます。これにつきましては地方税法の改正により、これはですね、今回の追加議案につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の税法の改正でございます。先月の4月30日に公布されて、同時施行されております。

これにつきましては、先ほど申しました附則第10条については、地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた中小企業者に対して、令和3年度分の固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロとする特例等に読み替えるという改正になってございます。

その次の附則第10条の2というのございます。これにつきましては、地方税法附則第62条、新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税の特例の改正になっておりまして、これが課税標準額ゼロとなる改正となっております。

次に、附則第15条の2が、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正となっております、これも非課税の適用について軽自動車の取得期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日に延長するという改正となっております。

次に、附則第23条が、これも新型コロナウイルス感染症に係る、徴収猶予の特例に係る手続等の改正でございます。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、納税者等が相当な事業収入の減少がある場合の徴収猶予の申請手続等を定めた改正となっております。対象が、ちなみに1点目に、まず新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間1か月以上において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。2点目に、一時に納税を行うことが困難であるということが対象となっております。

次に、附則第24条でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金課税控除の特例でございます。これにつきましては、市民税の所得割の納税義務者が指定行事の中止等により生じた入場料等払戻請求権の全部または一部の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるものを指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の地方税法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用することを定めた改正でございます。ちなみに指定行事とは、感染症等の影響で中止となった文化芸術またはスポーツに関する行事のうち政令で定めるものとなっております、今国で政令を整備しているところでございますので、それができ次第また条例を追加議案として上程していく予定でございます。

次に、最後になりますけど、附則第25条になります。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例となっております。これにつきましては、市民税の所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法の規定の適用については、「令和15年度」を「令和16年度」に延長をするというのことでございます。これにつきましては家屋ですね、令和2年12月31日までにその者の住居の用に供することができなかった場合、これを1年間延長するという内容となっております。

以上がそういう内容となっております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございました。この今の追加議案について説明、何か難しくてよく分からなかったんですけども、この第24条について指定行事はこれから国が決めて、文化芸術、スポーツに関する行事をやりたかったんだけど、参加費用があった中で、その参加費用がもらえなかった分を、つまり行事に係る費用を寄附金とみなすことによって税控除をするという、そういう内容なんですかね。

あとは、軽自動車税、固定資産税については、税金の支払いを1年間猶予する、大まかに言えばこんな内容と考えていいですか、次年度まで。

(「宮古島市の場合は半年ですね」の声あり)

◎仲里タカ子君

半年間猶予する。じゃ、支払うべき固定資産税や軽自動車税があった場合に、所得が一時的に物すごく低下したので払えないということに関しては税金を先延ばしするだけ、免除ではなくて。免除ですか。じゃ、そのことについて答弁いただいて終わりにします。

◎総務部長（宮国高宣君）

今、仲里タカ子議員が少し勘違いしている部分がございますので、徴収の猶予、第23条税金のですね。これについては先ほども答弁したとおり、令和2年2月以降の1か月間において任意の期間となっておりますけど、収入が前年月比べておおむね20%減少しておることということでございます。これですね、今4月30日に法施行しておりますので、2か月後からの部分となりますけど、固定資産税が5月31日までが納期限となっております。この納期限のいずれか遅い日までに申請が必要となります。

それですね、今回の対象の税はどの税ということもあります。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税、個人、法人市民税、固定資産税、軽自動車税が対象となります。納期限の翌日から1年間の猶予となりますので、免除でございませぬ。納期限の翌日から1年間猶予というこれは法改正となっております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

それでは、何点か。

まずは、議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の7ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の公共交通確保支援事業の補助金ですけれども、3,600万円。この補助金は、どういうふうな補助の出し先というか、これはこのタクシー協会側に補助金を補助して、そのタクシー協会の中でその運用に関しての規定に基づいて配分等々がされるのか、それとも事業者に補助金を出していくということになるのかということをお教えください。これは、公共交通以外の分野でも、今後もしかすると多くの事業者、業界から声上がる可能性がある中で、こういう事業者が単体で声上げることがいいのか、タクシー協会という固まりで動いていくことの必要性、大事さがあるのかということも含めての質疑になるので、今回の運用の方法などを教えていただきたいということでもあります。

続いて、同じ議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の11ページにあります14款予備費、1項予備費、1目予備費を、これは財政調整基金の中から1億円増額をするということだというふうに理解をしております。それでこれちょっと今回の提出議案にもありますけれども、報告第4号、専

決処分の承認を求めることについて（令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））に当たるんですけども、これ議案書の中でいくとこの専決処分が行われたものが歳入で財政調整基金から同じような新型コロナウイルス対策になるということで3億2,134万2,000円の歳入に対しての事業ということで専決処分で行われております。これが最近行われた専決処分ですが、ここではもう3億2,000万円が動いているという現実の中で、今回予備費を1億円という金額で増額しているということに理由があるのか。私としては少しまだ足りないんじゃないかというふうな思いがあるので、この1億円ということと、前回の3億円とのバランスに関してご説明できたらお願いをしたいと思っております。

続いて、議案第59号、財産の取得についてから議案第62号、財産の取得についての財産の取得に関しても質疑させていただきます。これは、新庁舎に対する備品の購入費ということで、総額でいくと全体で3億8,800万円余りの契約でございます。この中で概要を見ると、主な内訳としては業務デスク、会議テーブル、会議椅子、ワゴン、キャビネット、待合用チェアの購入というのが主な内容であります。現在、平良庁舎、また各城辺、上野、下地、伊良部に庁舎があって、そこにもこのような同様の備品というのは存在をしていると思っておりますけれども、今回のこの購入というのはその今ある備品の何%ぐらいが新しく購入されるのか、なぜそういう数量の算定になったのかということに対してちょっと簡単に説明いただければというふうに思っております。

もう一点は、議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についても確認したいと思っておりますけれども、これは条例の中で収益の中での2分の1という限定がされているというお話です。理解はしております。ほかの指定管理物件に関してはそういう条例上でうたってはならず、この案件が唯一されているということでありました。これ条例が制定、成立されているのが平成29年の12月22日です。これだけ、この案件だけ条例にこれを記載したというのは、ある種ちょっと特別なのかというふうな気がするんですけども、なぜこの案件には、この条例にこれを記載するというようになったのかというそもそもの経緯とそのタイミングで今後いわゆる指定管理物件に対してどういうふうな考えがあったのかということで少し変更があったのかなというふうな感じはするんですけども、そもそもその条例にこれをうたうことになった理由があればそれを教えてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

公共交通への支援についてでございます。これは、タクシー協会ですね、宮古支部のほうに一括して補助するというのを今のところ検討しておるところでございます。先ほど最低限60台、200台の3割60台を確保するという答弁をしたところですけども、おのおののタクシー会社台数ばらつきございますので。ただ、そのばらつきのある中で、このタクシー協会の中で各会社の車両の持ち分の3割は最低限確保するよというふうな調整がなされるものというふうに考えております。

◎総務部長（宮国高宣君）

それでは、まず議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の11ページの予備費の件でございます。1億円は少ないんじゃないかということでございますけど、令和2年度の当初予算でも約3,000万円の予備費を計上しております。これ台風災害とか、いろんな災害のときに、これまで近年は約3,000万円ほど予備費を計上させていただいております。今回その中でですね、4月等々ですね、そういったマスク、あと防護服、いろんなそういった新型コロナウイルス感染症に対するですね、いろんな形で支

出をしてきております。それで、約2,000万円余の予備費を流用させていただいております。今後ですね、台風がどういう形で来るのか予測はあれなんですけど、こういったですね、今後新型コロナウイルス感染症の影響がどこまで来るか、ちょっと予測ができません。すぐ対応しなければいけないので、それをですね、一応予備のほうで約1億円ほどですね、すぐに、迅速にですね、対応できるような形で一応予算計上をお願いしているところでございます。特に今何々に使う予定があるとか、そういう形はございませんけど、台風、自然災害の部分を中心として、あとは新型コロナウイルス関連に関する予備費という形の予定をしております。具体的には今持っておりません。

それと、議案第59号、財産の取得についてから議案第63号、財産の取得についての部分でございます。これにつきましてですね、質疑でございますけど、現在各庁舎におきまして使用されている備品の取扱いについては、新庁舎におきまして再利用が可能なものにつきましては課内調整等で使用する、エリアで使用する事としております。余剰分につきましては、リサイクル業者に売却することや各種いろんな団体にですね、贈与等をする事を検討しております。現在使用している什器の数と状態でございます。これはですね、平成30年2月時点で3,640台あります。これにつきましては、2018年3月23日にですね、宮古島市総合庁舎に係る倉庫、書庫及び什器整備計画策定業務を委託しておりまして、その中で実態を調査させております。これは、平成30年2月時点でございます。現状で使用可能なものが205台、劣化等により現状での使用が困難であるものとされているのが3,435台となっております。これにつきましては、A、B、Cという判定がございます。それは、AとBを合わせて205台と、残りが3,435台となっております。これが劣化がひどい状態のC判定となっておりますので、その辺はその数がそういった形で今回の議案第59号、財産の取得についてから議案第63号、財産の取得についてまでの5つのその他の部分でのそういった備品類の配分となっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑がありました。濱元雅浩議員ご指摘のとおり、2分の1の収入を条例に入れているものは、この宮古島市海業支援施設のものしかありませんでした。ほかの指定管理の条例については、協定の中で結んであります。我々もそこら辺まではちょっと考えなくて、基本的に2分の1は市の収入にするという形がありましたので、それを条例に入れてしまったというのが今回の条例改正の取組という形になってしまっております。このような特殊な事業があるという想定ちょっとしなかったものですから、これに入れてしまったということでありまして、これを一部改正することによって、協定の中で変更協定を取り組みながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎濱元雅浩君

それでは、再質疑になるのですけれども、まずはこのタクシー協会に対しては、内容として分かりました。ちょっと付け加えてというか、ほかの業界団体、卸売協会だったり、酒販業界だったり、たくさんありますけれども、そういうその他の協会から、事業者から声を上げたいというときには、やはりこういう協会や団体、組織体という形で要請をしていくほうがいいのかということなんですよ。考え方としてどのようなことで要請はかけていったほうがいいのかというのをどのようにお考えかということをちょっと聞かせていただきたいと思います。

それですね、予備費の件なんですけれども、1億円私は少し気持ちとしては少ないと思っております。今説明あったように、こういう特に新型コロナウイルス関連のことでの積み増しだと思われまので、これ緊急性とかいわゆるスピード感を持って運用をしていかなきゃいけないということで、今回報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））であるように、専決を急ぎ、スピード感を持って議会を開催しなくてもやっていくという、そういう思いだと思います。そういうお考えだと思います。私もこれ大賛成です。これはスピード感が安心感につながるというところを考えると、ぜひ迅速な対応をしていただきたい。そのためには、予算の裏づけというのはやはり必要だと私は考えます。現在、今回の補正で1億円ですが、前回の専決処分で3億円ということで、この現時点でもうこれだけの差額が出ているというのが現実でありますので、今回ということではなくて、ぜひとも6月定例会に合わせてでもいいですから、例えば財政調整基金現状約80億円前後あるかと私は思っております。そのうちの例えば20%だと16億円、25%で20億円、このぐらいは議会の承認を得ている上でこの新型コロナウイルスに対する迅速な対応ができるように予算を確保しておくというこの姿勢というか、この方針を示すことで市民に対しての安心感を増すことにつながると思いますので、ぜひ6月定例会にはそのようなお考えに基づいて議会の承認を得て予備費にしっかりと安心感を持てるような予算を私は確保していただきたいというこれは意見でございますので、ぜひご検討のほどお願いをしたいと思います。

財産取得についてですけれども、この内容を少し見させてもらおうとやっぱ相当数のものを新調するということであります。今ご説明があったように、現状使っているものに関しては寄贈やいろいろな形で処分をしていくということでもあります。これは、一応税金を投入した市の財産、市民の財産ということになっておりますので、ここでしっかりとね、ぜひリサイクル、リニューアルも含めて必要とされているところに届くように、また透明性の高い形でそれが動いていっていただきたいと。こういうご時世、3R、SDGsということも叫ばれている中で、不要な廃棄ということではなくて、できるだけ再利用も含めて検討していくことがエコアイランド宮古島につながるのだと思いますので、ぜひともそこは、今後の対応に関してはご検討を願いたいと思います。

答弁いただきたいのが、各事業者からの要請という形、事業者個店というよりは、やはり協会や組合等々の団体として要請をかけていただきたいというふうなお考えかということだけお聞かせください。

それとですね、ごめんなさい。一番やらなきゃいけなかったのが、条例改正です。議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての条例改正なんですけれども、平成29年のときのこの条例の際に、これ偶然入ってきていると私は思っていないんですよ。あらゆる議論がこれされたと思います。同じ水産課関連の中でも、行政全体の中でもこれだけなんですけれども、同じ農林水産部でもこれだけなんですよね。このときには、この収益物件に対しては市に2分の1等々を入れるべきだという議論が盛んに行われて、その上でこれは条例にまでして入れるということの判断でこれは入れられたと思っております。なので、その時点ではこういう収益物件に対してはこういうふうな市に納付する義務を負わせるべきではないかという議論がされた上でのこの条例だと思います。なので、これを完全に削除するということが、それをいいのか悪いのかは私はちょっと判断すべきではないほうに考えてはおります。という流れの中で、今回のような緊急、全世界的に影響があるようなこういう場合にどう対応するかということを見ると、特記事項というか、ただし書で市長の認める部分に関してはこの限りではないと

いう項目を追記するということの対応が私はよろしいのではないかというふうに思うんですが、そのような議論はされたかどうかというものを確認をしたいなと思います。お願いします。

◎副市長（長濱政治君）

例えばタクシー協会みたいな組織としての要請の在り方がどうかということでございました。できればそのような形を取っていただきたい。個人で来られても困るんですね。できればちゃんとした組織になっているところのほうが我々としても安心して話合いができるんですね。個人と1対1で話し合っただけをどうのこうのということは、ちょっとやりかねますので、そのような形を取っていただきたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての中で、濱元雅浩議員おっしゃるとおり、条例の中で入れて判断すべきではなかったのかというような点がありました。しかし、今見た段階でほかの指定管理の条例にもそれは入っていないと。その内容をどういうふうにするかという、協定書の中で変更協定を取り込んで持っていつているのが、今の現状でありますので、我々もそういうふうに行ってほしいということを考えているところであります。その協定書の中で、やはりただし書等でですね、特別の事情のときにはこの限りではないというような文言でもって臨機応変に取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

まず、議案第64号、議決内容の一部変更についてと議案第65号、議決内容の一部変更について、それから報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてお伺いします。

まず、最初にですね、この12億円という巨額の変更をなぜこの臨時会で対応するのかという疑問出ているんですけども、6月定例会で十分議論してもよいのではないかという率直な疑問があります。それからもう一つ、変更協議書で2回とありますけども、1回目はいつで、どのような変更がされたのか。

その中で、今回の変更が、要するに12億円という額の巨額の金の変更がされているんですけども、この協議の中身を見るとですね、議案第64号、議決内容の一部変更についてが、協議の日が令和2年の4月10日になっています。仮契約が4月16日になっていますね。それで、これは2工区も似たような協議が、協議から契約の日まで短いというのが共通しています。2工区の場合は、令和2年の4月14日に協議がなされて仮契約に至っていますけども、このような協議の日から仮契約の日までの日数があまりにも短過ぎると私は考えますけども、それに伴うチェックと決裁はどのようにしたのか。また、契約書ではその流れどのようにうたわれているのか、お伺いします。

それから次、変更箇所対照表についてですけども、先ほどから地域外労働者確保に関する費用として計上しているとしていますが、この特記仕様書、現場説明書等でこれについてはどのように示されているのかということをお伺いします。

2点目に、発注前にどういう取決めをしたのか。

3点目に、業者からはどういう話があり、どのような説明をしたのか。

現地労働者はゼロではないと思いますけども、地元労働者と地域外労働者、これ既に入っている地域外労働者もいるんだという説明が先ほど副市長からありましたけども、その内訳が分からないんですよ。この一式で全部詳細が分からない。だから、その内訳、いわゆる地域外労働者と地元の労働者、その人数はそれぞれ何人か、お伺いします。

それから、これは賃金についてちょっと疑問なんですけども、入っていないような気がするんですけども、賃金についてはそれぞれどうなっているのか。その賃金の単価については、県の実施設単価で設定しているのか、お伺いします。

次に、当初設計書で計上されている普通作業員の単価と実際に支払われている宮古島の労働者の日当、これは幾らになっているのか、分かりやすくお願いします。また、地域外の労働者の日当は幾らになっているのか。

次に、変更箇所対照表についてですけども、当初設計書で既に見込んでいた使用機械の一覧表、これはどうなっているのかですけども、まず1工区の変更設計書、ここで揚重機が130トン、75トンというのが示されています。2工区で同じく揚重機が60トンと25トンが計上されています、この中に。これは、いわゆるどのようなこれは機械で、この現場でどのような変化が生じたからその重機が必要になったのか、その説明が必要だと思うんですけども、こういった重機類、人についてもそうですけども、当初設計段階で数量はもう入札も含めてそれ込みになっていると思うんですよ。伊良部地区小中一貫校のときもそうでした。後でうたっていなかったから追加だということで伊良部地区小中一貫校の場合ありましたけども、これなぜ当初で計上できなかったのか。

それから、消費税が令和元年10月1日に8%から10%に変更になっていますけども、その10%に変更がされているんですけども、そのことに関して国や県からはどのような調整があったのか。

それから、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、限度額の引上げになっていますけども、この引上げに伴って影響を受ける所得階層、それと人数、それから軽減策、今回は2割軽減を増やしていくということなんですけども、その対象世帯はどれぐらいになるのか。

◎議長（山里雅彦君）

ちょっと皆さん、5分前ですが、答弁にもちょっと時間かかりそうなので、午後からにしていいですかね。

（「はい」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

上里樹議員、それでいいですか。

（「はい」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

(再開＝午後 1 時30分)

午前に引き続き、質疑を続行します。

上里樹議員の質疑に対する当局の答弁からであります。

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

質疑が多岐にわたりますが、順次説明をいたします。なお、答弁漏れがありましたらご指摘をお願いをしたいと思います。

まず、12億円がなぜ臨時会か、6月定例会でじっくり審議するべきではないかという質疑でございます。総合庁舎の建設はおおむね順調に進んでおりますが、現場の状況や引っ越し時期、消費税の増等の要因のため、設計変更が必要になっております。特に総合庁舎への引っ越し時期は、市民の混乱を防ぐため、市役所窓口業務の繁忙期を避ける必要があります。庁内で窓口申請や受付の実績について調査を行いましたところ、引っ越し時期として最も適している時期が年末年始でした。年末年始に引っ越しを行うためには、現在執行中の建物の建設工事を契約どおり10月末に完了し、付随する外構、舗装、造園の工事を12月下旬までに完了しなければなりません。10月末に建物を予定どおり完成をさせ、付随する外構工事をスムーズに進め、窓口業務の繁忙期を避けて引っ越しを行うためには、6月上旬に建物周辺の外構部分に着手しなければならないため、今臨時会に提案をしているところでございます。

変更契約の1回目の変更内容はどのようなものか。これにつきましては、1工区の電気機械設備工事であります。契約が平成31年4月23日、臨時会であります。

次に、変更協議書から仮契約までが短い、どのような流れで決裁等を行ったか。変更協議は、工事請負契約の第23条及び第24条に基づき行っております。協議は変更開始日から14日以内で発注者が定め、受注者が通知することになっております。今回の変更契約に関しては、4月7日に協議開始を通知し、1工区は10日、2工区は14日に協議を行っております。その後、協議及び契約締結に関し、市長までの決裁後、16日に仮契約を行っております。

次に、地域外作業員と島内作業員、それぞれの人数、賃金で、宮古島の単価はという質疑であります。地域外の作業員と島内の作業員の人数につきましては、1工区につきましては、作業員数最大日が243名、うち地域外からの作業員が214名であります。2工区につきましては、作業員数最大日が45名、うち地域外作業員が14名であります。賃金については、市は県の営繕単価を採用しているため、地域外作業員や島内作業員ともに同じ額で、積算上の単価は違いがありません。

次に、地域外労働者について、発注前の事前の取組はどの時点で行っているかということであります。地域外の経費につきましては、工事発注当初から県の積算運用基準に基づき、特記事項について指名業者に通知をしています。

当初設計に地域外経費ができなかったかという質疑であります。地域外経費については、発注前の実施設計を作成する中で島内の市場単価を調査した際に、各企業の見積書に地域外からの労働者に係る経費の別途積算を要するとのただし書があったことから、島内の実情として把握しておりました。また、県の積算講習会においても、同経費について算定するような指導を受けております。そのため、特記事項に示しております。県の運用基準では、実績に基づき精算し、変更契約を行うことになっており、今回その特記事項に基づいて変更契約を行うものです。なお、実際に工事に着手する前の当初からの費用については、

見込むことは困難でありました。1つ例として、普通作業員の労務賃金が1万9,300円、これは沖縄県土木建築部においての労働単価でございます。

次に、揚重機が必要になった理由についてであります。揚重機の機種選定に当たっては、県の積算基準どおり設計しましたが、宮古空港の飛行機の離着率の状況により、大型クレーンを使用しなければならない状態が生じております。そのため、当初見込んでいた計画では対応できなかったことから、建設用地の現況に対し、揚重機の機種や配置及び敷地内の工事用道路などの総合的な見直しを変更しております。

消費税について、国や県からどのような通知、指導があったか。平成31年4月8日付、沖縄県土木建築部長通知に準拠し、工事費については平成元年10月1日以降の引渡しについて、消費税及び地方消費税の増率は改正前の8%から改正後の10%に変更しております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に関するご質疑で、今回の課税限度額の引上げに伴う所得階層、それから人数についてのご質疑がございました。今回の限度額の引上げは、基礎課税分、それから介護保険分、2つございますが、それぞれについてお答えをしたいと思います。

まず、所得階層につきましては、これ独り世帯の方という形でお答えをしたいと思います。今回の改正によりまして、まず基礎課税額の限度額の対象世帯、これは164世帯が対象となります。所得階層でいいますと、独り世帯で説明しますけれども、改正後は所得でいいますと747万9,701円以上の独り世帯の場合ということになります。それから、介護納付金の課税額の限度額の変更に伴いまして、改正後は、これも独り世帯でお答えしますけれども、843万円の所得以上の世帯が対象ということになります。ちなみに課税限度額の、上里樹議員は人数でご質疑がありましたけれども、これは世帯数でお答えをしたいと思います。世帯数は、今回の限度額の引上げによって164世帯。従来の限度額では174世帯でしたので、10世帯増加するということになります。それから、介護納付金の課税額の限度額の引上げに伴いまして、従来77世帯でございましたけれども、今回の引上げで66世帯になりますので、11世帯の減ということになります。

続いて、軽減対象者の世帯ですけれども、2割軽減世帯は1,185世帯今回の改正でなります。それから、5割軽減の世帯が1,870世帯というふうになります。2割軽減で13世帯増え、それから5割軽減で29世帯増えるということになります。

◎上里 樹君

本来でしたら委員会に付託してきちんと定例会でね、これはやるのが筋ではないかと。この額が大きいだけにそういうふうにとくに思うんですけども、それで今回の変更で協議の日から仮契約の日までの日数が短過ぎるということで指摘をしたんですけども、1工区が4月10日に協議して、16日の仮契約なんですね。それで、2工区が4月14日に協議して16日の締結と。1週間ないしは3日ですよ。この金額の大きさに対してどういう決裁で、どういうチェック体制でこの流れになっているかとお聞きしましたが、もう少し詳しくお答えできませんか、日数だけではなくて。

それから、地域外の労働者、その確保に関する今回の変更ですけど、旅費と食事費となっているんですけども、宿泊費、労働者の送迎費。これどういったところに宿泊しているから送迎費が発生するのか、また宿泊費は幾らなのか、お伺いします。

それで、既に地域外労働者が入っているという話ですけども、これから新たに入ることもあるということなんですか、それをお答えください。

確認ですけども、当初設計での普通作業員の単価と実際に支払われている労働者の日当についてですけど、1万9,300円というお答えがありました。これは、地域外労働者の日当も同じと理解してよろしいでしょうか。

それから、揚重機、これが航空法の関係で思うような重機が使えずに小さいほうを使ったということになりますか。要するに長く伸ばして使える重機が使えなかったということなのか、それとも飛行機が飛んでくるんで、思うように作業が進まなかったこともあるかも分かりませんが、どう理解していいのかなんですが、飛行機との兼ね合いというのが、ちょっともう少し詳しくご説明をお願いします。

それで、どのような現場の変更かという具体的な中身がちょっと分かりにくいんですけども、それについても詳しくお願いします。

それで、変更箇所対照表が単純に示されて、一式というふうになっているんですけども、その全体の量を示せとなると膨大な量になるということですが、けれども、その公共建設工事積算基準に基づけば、工事費の種別の区分というのは共通仮設費と現場管理費及び一般管理費等に区分するとうたわれていて、工事費の構成は次のとおりとすると一覧表が載っていますけども、共通費とくくって、その中に共通仮設費と現場管理費と一般管理費等とうたっています。ですから、この中身で何がどう変わったかというのが、少なくともこの宿泊費だの、旅費だの出ているものの中で、宿泊費が幾らでどうなっているというそれが詳しく分からないと、旅費だ、宿泊費だと単純に明示されても理解しにくいですよ。重機についてもそうです。

以上、お願いします。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午後1時47分）

再開します。

（再開＝午後1時48分）

◎振興開発プロジェクト局長（下地秀樹君）

地域外労働者の件にお答えをします。

宿泊費につきましては、上限で7,037円の消費税抜きでございます。食事費については、朝夕で1,500円です。

宿泊施設につきましては、ゲストハウスとかペンション、民宿、コンテナ等です。

通勤につきましては、レンタカーです。

◎上里 樹君

満足にご答弁いただけないんですが、まず変更箇所対照表の中での数量の分かる一覧、これをぜひ資料として出していただきたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

簡単な質疑ですから、時間は取らせません。

まずですね、これ追加議案かな。議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の差し替えの議案の2枚目、12款の公債費なんですけど、470万円確定していますけど、これ国から全部出るということですね。そうですね。56億円一時借入金をして、この公債費も全部国から出るということかな。宮古島市から一銭も出ないということですね。

（「はい」の声あり）

◎眞榮城徳彦君

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてなんですけど、午前中も上地廣敏議員が言っていましたけども、やっぱりほかの指定管理施設から見るとですね、不公平感がどうしても拭えないと思うんですよ。そもそもですね、この条例を改正しようというお願いしたのはこの施設の管理者ですか。それとも市がこの施設に関してはこういう条例改正が必要だと思って提案したんですか。どちらですかね。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、どこが話をしたかということでもありますけども、条例改正するに当たってやはり市のほうで取り組んだほうがいいという形で考えてやっております。改正するに当たって、やはり現在での条例でやった場合に迅速な対応ができないという形から、今回市のほうで対応して改正に持っていきたいというふうに思った次第であります。

◎眞榮城徳彦君

当事者からの要望もないのに市が判断してやったということですか。これどう見たっておかしいじゃないですか、そんなことやったら。海業支援施設の重要さは分かりますけども、わざわざ条例を改正してまでね、第15条第2項の、市長は、法第242条の2第8項の規定により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると。これは、時限的な条例ですか。では、新型コロナウイルス騒動が収まって、収束して今までどおり平常に戻った場合にね、この条例はまた改正して元に戻すということありますか。要するに時限的なものか、そうでないものかを教えてください。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、条例についての取組でありますけども、改正のほうで利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるというふうに、変更を持っていきたいと思っております。この2分の1の市の収入については協定でもってそれをうたわれておりますので、その協定の取組によって持っていきたいというふうに考えております。

◎眞榮城徳彦君

いや、だから私が聞いているのはですね、農林水産部長、特別な条例改法ですから、これはほかの指定管理者の施設に関してもみんな影響してくると思うんですよ。だから、この提出された条例に関しては時限的なもので、平常に戻ったらこれ取り消すというケースがあるのかと聞いているんです。

◎農林水産部長（松原清光君）

条例については、今回変更するに当たってこれをまた改めて戻すということはありません。内容につい

ては先ほど話ししたとおり、協定の中で締結して取り組んでいきたいというふうに考えております。

(「じゃ、戻す場合もあるということですか」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 1 時58分)

再開します。

(再開＝午後 2 時00分)

◎総務部長（宮国高宣君）

今、農林水産部長が答えてありますけど、今回改正理由が眞榮城徳彦議員おっしゃるとおりでございます。新型コロナウイルス感染症対策の一環としてとなっております。確かに今この議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての部分でございますけど、午前中から質疑でもいろいろありましたけど、この2分の1というのはですね、この宮古島市海業支援施設だけがそういう形で条例で明記しております。これは、前の定例会で議員の皆さんがそういう形で、この条例をつくったわけでございます。ただ、今回今言いました新型コロナウイルス感染症対策の一環という形で今影響が起きているわけでございます。それを改正しない限りはこの条例に基づいて収入の2分の1を市に納めるという形になります。ですから、今限定的ですかという質疑だと理解しております。今回提案しているものについては、この改正後は指定管理者の利用料金の収受に関し必要な事項は協定書で定めることという形を持っております。ですから、今後はですね、このほかの施設と同じような形で協定書で定めて、この利用料金についてはですね、明記をしていきたいという形でございます。

それとですね、公債費の件でございます。眞榮城徳彦議員がおっしゃるとおりでございます。今回の特別定額給付金支給においては、本市では支給総額が約55億6,000万円となっております。その原資については、一時的に市の立替えになることから、支給の原資の確保策として一時借入金により対応する必要があります。それぞれ金融機関からの借入れに際しては借入れリスクが発生することから、借入期間に応じて利息分を計上しております。470万円でございます。リスクに関しましては、国に対して支給に係る事務費分として請求することとしております。今回の補正において、国庫支出金を財源としております。借入利息については年で0.25%、借入期間が4か月としております。ただ、借入期間につきましては支給の対象期間に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第58号から日程第16、報告第8号までの計14件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第58号、宮古島市海業支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第4、議案第57号、令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を
許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第5、議案第59号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議がありますので、これより議案第59号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第6、議案第60号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

ご異議がありますので、これより議案第60号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第7、議案第61号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

ご異議がありますので……

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

(休憩＝午後2時08分)

再開します。

(再開＝午後2時08分)

これより議案第61号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第8、議案第62号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長（山里雅彦君）

ご異議がありますので、これより議案第62号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第9、議案第63号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

賛成、反対の採決でしたけども、財産の取得についての反対の理由を述べますね。

これだけの設計変更も合わせれば額の大きな変更になっています。変更と、あと財産の取得。これだけの議案を委員会付託なしに、しかも臨時会でやるというのが、納得がいきません。そういう金額の大きさからしても、もっと慎重な議論が必要だと考えます。

以上の理由から反対です。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第10、議案第64号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

◎島尻 誠君

今ご提案の議案第64号、議決内容の一部変更について反対の立場で、これはもう少し慎重に先送りする提案をですね、お話ししたいと思います。

当初予算から大幅な増額、2回の増額のトータルで33億円の増額があります。これは、今後の市政運営の影響が出ることがちょっと懸念されると私は思います。さらに、今新型コロナウイルス対策で市長も自粛要請をされている中、またこの提案の概要として、人件費の問題であったり、280名の労働者を市外から入れる、その対策費が組まれている。やはり慎重にこの期間まだ収束は見られない中、島外から入れるときは慎重に私はやっていくべきだと思っております。なので、例えばこれ契約が、工期は1か月延びます。11月末になっていますけども、さらに工期を変更してでもこれは慎重に先送りして、丁寧に市民へ説明しながら対応していくべきだと思うので、この件に関しては反対の立場でお話しします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第11、議案第65号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

◎島尻 誠君

これも同様ですね、議案第64号と理由一緒なんですけど、宮古島においてもやっぱり飲食業、議員からも政府に対して意見書を出す予定をしております。その中身も、要請としていろいろ問題を抱えた政府に対して、支援の要請を出す予定をしております。そのあたりやっぱり地元で働く飲食業とか家賃を払う方々が、恐らく持ち家でない方がたくさんいらっしゃる。このことを考えると、やっぱりこれ家賃の手当てだったり、政府が同様の支援をされると思います。本市としても同じような対応を取っていく。やはりこの収束が見えない中、どうやって対応していくかということが、議会の試される私は対応だと思っておりますので、同じように反対とします。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第12、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第13、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第14、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより報告第6号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

次に、日程第15、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより報告第7号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

次に、日程第16、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条例)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより報告第8号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩=午後2時19分)

(市長、副市長、企画政策部長、総務部長、福祉部長、
生活環境部長、観光商工部長、振興開発プロジェクト)

局長、農林水産部長、総務部次長兼財政課長、企画調整課長、総務課長、退席)

◎議長（山里雅彦君）

再開します。

（再開＝午後2時19分）

次に、日程第17、意見書案第2号、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（平良和彦君）

それでは、意見書案第2号、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和2年5月8日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。議会運営委員会委員長、平良和彦。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルスによる感染症が国内はもとより、世界各国で拡大する中、本県においても2月14日に陽性反応者が確認されて以降、感染者数は日に日に増加している。

事態の収束が見えない中、本市と同じ離島で地理的にも近い八重山地区でも感染者が確認されており宮古島市民の不安は一層増大している。

本市での感染者は現在確認されていないが、時間の問題と危惧する声もあり、市民は不安を抱えながら生活している。

県立宮古病院における新型コロナウイルス感染症に対応可能な病床は3床で、島内で感染者が発生した場合、本市の医療は限界に達することが予想され、医療従事者も過度の業務を強いられることになる。

このような状況において、島内での医療崩壊を防ぐためには、国と地方公共団体が一体となって迅速かつ適切な対応を講じていく必要がある。

また、離島の小さな経済圏において、クルーズ船の寄港中止や各種イベントの中止等に伴う観光客の減少は、宿泊、飲食、観光、運輸、旅行業、小売業のみならず、地域経済のあらゆる分野で経営悪化や雇用問題などの影響を連鎖的に引き起こしている。

よって、本市議会は、市民の命と健康、生活を守ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染症への対策の強化を講ずるよう下記事項について強く要請する。

記

1. ワクチンの開発、製造を早急に進めるとともに治療法を速やかに確立すること。
2. 県立宮古病院をはじめ、島内の主要医療機関に対し、感染拡大時の医療対応と協力体制の構築についての計画の迅速な情報を開示すること。
3. 県立宮古病院の対応可能な病床を増設すること。
4. 軽症者の隔離先として宿泊施設等を借り上げるなどして対応すること。
5. 宮古圏域から沖縄本島へ搬送された重症者の治療を行う場合の、受け入れ態勢を明確にすること。

6. 宮古島市でのPCR検査を実施可能にすること。
 7. 医療従事者及び医療マスク、医療用防護服が不足しないよう対策を講じること。
 8. 深刻な影響を受けている中小企業、小規模事業者への緊急の資金融資、退職者及び失業者等に対する雇用対策の助成、休業補償などの支援対策を強化すること。
 9. 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）5月8日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第17、意見書案第2号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第17、意見書案第2号、新型コロナウイルス感染症拡大防止と市民生活、経済への対策の強化を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は可決されました。

（「議長、1点だけ発言をさせてください。発言させてもらえますか。休憩でいいですか。休憩でもいいです」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時27分)

再開します。

(再開＝午後 2 時29分)

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして、令和2年第3回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会＝午後 2 時30分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和2年5月8日

宮古島市議会

議長 山里雅彦

議員 濱元雅浩

議員 前里光健